

令和2年第2回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和2年2月14日(金) 午後2時00分
- 2 場 所 勤労青少年ホーム 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- | | | | | | |
|-----|--------|-----|--------|-----|--------|
| 議長 | 山本 正二 | | | | |
| 1番 | 倉増 知 | 2番 | 宮崎 春夫 | 4番 | 伊藤 新司 |
| 5番 | 安部 好恵 | 6番 | 岸 英法 | 7番 | 村上 浩一 |
| 8番 | 石田 健治郎 | 10番 | 伊藤 美和子 | 11番 | 萬代 泰生 |
| 12番 | 井町 哲 | 13番 | 武藤 康志 | 14番 | 縄田 善博 |
| 15番 | 安富 法明 | 16番 | 伊藤 太一 | 17番 | 馬屋原 眞一 |
| 18番 | 桑原 正彦 | 19番 | 山本 正二 | | |
- 4 出席推進委員
- | | | |
|-------|-------|--------|
| 阿川 伸美 | 大石 洋典 | 大橋 つや子 |
| 野尻 渉 | 山縣 正明 | 山中 佳子 |
- 5 欠席農業委員
- 3番 俵 薫
- 6 欠席推進委員
- 原田 一馬
- 7 事務局
- | | | |
|------------|----------|----------|
| 事務局長 安永 一男 | 主幹 中村 正寿 | 主事 小幡 和希 |
|------------|----------|----------|

事務局	午後2時00分開会
議長	<p>互礼。</p> <p>それでは、只今より令和2年第2回総会を開会いたします。本日の出席委員は18名中、17名よって、定数に達しておりますので本総会が成立していることをご報告いたします。欠席委員は、3番 俵委員、でございます。それでは美祢市農業委員会議規則第16条第2項の規定により議事録署名委員を議長の方より指名をしたいと思いますが、よろしゅうございますか。（「はい」の声）ありがとうございます。それでは指名をいたします。11番、萬代委員。14番、縄田委員。よろしく願いいたします。</p> <p>久しぶりにいい天気でございますので、至らない事を言うのはやめまして議事に入りたいと思います。</p> <p>それでは、議事順位第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。1から7までを事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議事に入る前に申し訳ありませんが、資料の追加と議事の削除があります。まず追加ですが、ページ3-1となっております。農地法第3条の追加です。この方、新規就農者なので追加しました。議事の削除につきましては、議事順位第4 報告第1号畑地造成事前報告について、これにつきましては申請が保留になりましたので削除をお願いします。申し訳ありません。</p> <p>7件朗読。</p> <p>1件目。登記地目は宅地ですが、家を解体し畑として利用され、現況地目は畑となっているので畑と記載しております。遠方に居住しており耕作管理が困難となった譲渡人から申請地を買い受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、自作地、借受地について適正に耕作されています。農機具の保有状況により、農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。第2号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではありません。第3号で禁止されている信託の引き受けによる取得ではございません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の農作業を行う日数は基準を満たしております。第5号の下限面積要件は当市の1000㎡以上の要件を満たしております。第6号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第7号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第3条、第2項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>2件目。高齢のため規模を縮小する譲渡人から申請地を譲り受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は新規の農地取得ですが、申請地は引き続き法人が効率的に耕作管理をする事が見込まれます。第2号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではありません。第3号で禁止されている信託の引き受けによる取得ではございません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の農作業を行う日数は基準を満たしております。第5号の下限面積要件は当市の1000㎡以上の要件</p>

を満たしております。第6号の転貸禁止要件ですが、譲受人は法人の構成員ですので該当しません。最後に第7号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第3条、第2項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。

3件目、4件目につきましては同一譲受人なので一括して説明いたします。3番につきましては、遠方に居住しており耕作管理が困難な譲渡人から申請地を買い受けるものです。4番につきましては、地盤が浅く耕作管理が困難な譲渡人から申請地を買い受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、自作地、借受地について適正に耕作されています。●●●●●で所有の農地につきましては、●●●●●農業委員会より耕作されているという旨の証明をいただいています。農機具の保有状況により、農業を効率的に耕作管理する事が見込まれます。第2号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではありません。第3号で禁止されている信託の引き受けによる取得ではございません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の農作業を行う日数は基準を満たしております。第5号の下限面積要件は当市の1000㎡以上の要件を満たしております。第6号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第7号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第3条、第2項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。

5件目。高齢となり耕作管理が困難となった譲渡人から申請地を買い受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、自作地、借受地について適正に耕作されています。農機具の保有状況により、農業を効率的に耕作管理する事が見込まれます。第2号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではありません。第3号で禁止されている信託の引き受けによる取得ではございません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の農作業を行う日数は基準を満たしております。第5号の下限面積要件は当市の1000㎡以上の要件を満たしております。第6号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第7号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第3条、第2項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。

6件目。農業後継者がおらず耕作管理が困難となった譲渡人から申請地を買い受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、自作地、借受地について適正に耕作されています。農機具の保有状況により、農業を効率的に耕作管理する事が見込まれます。第2号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではありません。第3号で禁止されている信託の引き受けによる取得ではございません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の農作業を行う日数は基準を満たしております。第5号の下限面積要件は当市の1000㎡以上の要件を満たしております。第6号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第7号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第3条、第2項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。

7件目。市外に居住しており耕作管理が困難となった譲渡人から申請地を買い受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は新規の農地取得ですが、農機具の保有状況により農業を効率的に耕作管理する事が見込まれます。第2号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではありません。第3号で禁止されている信託の引き受けによる取得ではございません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の農作業を行う日数は基準を満たしております。第5号の下限面積要件は先月の

	<p>総会で報告した空き家に付随する農地の別段の面積の要件を満たしております。第6号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第7号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第3条、第2項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。まず、1番をやろうと思います。中村事務局員、退席をお願いします。それでは1番のみ現地調査をされました、当番委員の報告をお願いいたします。</p>
7番	<p>7番の村上です。よろしく申し上げます。2月7日、事務局より2名、山本会長、伊藤委員、そして私の5名で現地調査をしました。そして各担当委員さんが1名ずつ、地区の担当委員さんが1名ずつ現地調査しました。</p> <p>それで、1番の申請地ですけども、●●から●●●●●の方へ●●●●●号線を約4km行った所に●●●●●、●●のバス停があります。そこを左側に曲がり約100m行った所にこの●●●●●の土地があります。その畑はよく整備され管理されていて問題ないと思います。審議をよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。当番委員さん、見に行った所と取得された所と勘違いされているように思います。見に行ったのは今言われた通り、●●の●●●●●の裏でございます。買われる農地につきましては、●●ですから●●だと思います。3条ですので、耕作管理がされているか、されていないかという確認に参りまして、それはきちんと今当番委員さんが言われた通り管理されておりました。あとは地元委員さんより補足説明がありましたらお願いいたします。</p>
22番(推進委員)	<p>1番の山縣です。今、会長が言われたように別段問題はないと思いますので、ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、委員のみなさん1番のみですけど、何かご意見がございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか（「はい」の声）それでは採決にうつりたいと思います。議案第1号の1番につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>

議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって1番につきましては、原案の通り決定をいたします。</p> <p>それでは、続きまして2番と7番を除く、4件につきまして現地調査をされました、委員の報告をお願いいたします。</p>
7番	<p>●●さんは●●から●●●●号線、●●●●へ行って●●●のコンビニとガソリンスタンドの方へ進むと約2kmの所の右側に、●●●●●線を進み約2km行った所に●●●●●の看板があります。そこを左に曲がり約800mの所に申請地があります。資料3です。申請者の●●さんは造園業を営んでおり、●●●の倉庫と事務所があり苗木の生産とか全国の植木業者に出荷されて、所有地はよく管理され問題はないと思います。審議の程よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>5番と6番。村上さんですか。</p>
7番	<p>●●さん。これも●●●●●号線を●●●●へ進み、●●●●●から約2km進んだ所に交差点を左側に曲がって約2kmの所です。これは令和元年12月に現地調査しました、●●●●●の●●●●●が荒地になっていましたが、今回はよく整備されていて栗林にするようです。ここも問題はないと思います。ご審議の程よろしくをお願いいたします。</p>
10番	<p>6番について説明します。10番の伊藤です。●●●●●さんは●●という所、●●●●●という所に自宅がございます。初めて行った所で、場所がすみません。ここに書いてあります、田んぼ6つには見に行っておりません。調査したのは自宅傍の畑、平成25年に所有された畑が竹藪でしたので、ここを管理してくださいと指導されていて、それを見に行きました。ちゃんと刈ってあってきれいにしてありました。というのを確認しました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。ちょっと補足しておきます。●●さん。●●●●●の社長でございます。お住まいは●●●●●の方になっておりますけれど、元々●●●のお住まいの方だったので、以前3条で取得されようとした時には●●●●●の方の農地がきちんと管理されていないという事で駄目だったんですけど、それから3、4年経ちます。今回は●●●●●の方の農地もきちんと管理されているという事で、別に問題なかったと思います。それと、●●さんにつきましては、後から畑地造成が出ていたんですけど、この畑地造成なくなりましたけど、現在お持ちの農地はきれいに管理しておられます。畑地造成を申請された農地についてはちょっとあと出てきませんので、補足的に言うておきますけれど、11月に3条で取得された、かなり荒廃した農地があります。その農地と続いて現況証明で山にした農地があるんですけど、ここを一緒にするための畑地造成を今回出そうとされたんですけど、ちょっと手がつけられないという事で「次回にきちんと出します」という事で、下の方の荒れていた所については重機が入ってきれいになっ</p>

	<p>ているようなんですが、上の方は山の方を全部畑だったんですけど、そこをきれいにするというふうな話をされていました。別段問題ないと思います。それと●●さんの件ですが、実は先月3条で出てきまして現地調査をしました結果、一町ほど3分の2程度笹が繁茂しておりまして、現況証明で落としますかという話をしたんですが、地籍が終わって20年経っておりませんでした。それと取得されて20年経っておりませんので、現況証明の処理が出来なかったものですから「どうしましょう」という相談の中で、ご本人が重機を入れられてきれいに畑の状態に戻されたという事でございます。補足説明をしておきます。</p> <p>それでは地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。2番はない。3番、大橋さん。3番、4番続けて、一緒にいいです。</p>
7番(推進委員)	先程言われた通りで間違いないと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。
議長	5番。すみません。原田さん今日は欠席です。先程言った通り、別段問題ないと思います。よろしくをお願いいたします。6番。
24番(推進委員)	2月7日現地調査に立会、●●さんが現在耕作し所有している農地はきちんと管理されており、農地法第3条第2項の要件を満たしている事を確認しました。従って今回申請されております、所有権移転についてご審議の上、承認頂きます事をよろしくをお願いいたします。
議長	ありがとうございます。委員のみなさんよりご意見ございましたらお願いいたします。
6番	1個質問なんですが、5番の●●さんですが、●●の方に農地は持たれているんですか。
議長	事務局、●●の方に農地はあるんですかね。
事務局	あります。●●●●●さんの方から耕作証明もいただいております。
6番	分かりました。
議長	他にありませんか。ありませんようでしたら採決に移りたいと思います。

委員	<p>議案第1号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>挙手。</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第1号は原案の通り決定をいたします。</p> <p>続きまして議事順位第2 議案第2号 農地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>朗読。</p> <p>今回、全体で3筆ございます。全体面積が9,348㎡、貸し手が1名、受け手が1名でございます。内訳につきましては、4ページ目をご覧くださいと思います。貸し手である叔父から、借り手である姪に農地を貸され、借り手が農地を借りられて新規に就農されます。農業経営基盤強化促進法第18号第3項の要件、農用地の利用計画が利用方法に適合する事、農用地を効率的に利用して耕作する事、また耕作に必要な農作業に常時従事する事の利用計画要件を満たしていると考えられます。審議の程よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員さんより何か発言等ございましたらお願いいたします。大石さん。</p>
6番(推進委員)	<p>特にございませぬ。</p>
議長	<p>萬代委員。どうでしょうか。</p>
11番	<p>別段問題ないと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございます。委員のみなさんより何かご意見ございますか。</p>
6番	<p>これ賃借権は20年ですよね。期間。年齢が60歳で20年。</p>

	(発言多数で聞き取り不能)
5 番	私が知っている情報では、この●●●●さんの姪にあたる方です。県の農林事務所か普及所を退職されて、叔父さんの所でお手伝いをされている。一緒に同居をされていると思います。
議長	やれる間面倒をみるという事でしょうね。
17 番	●●さんも80過ぎている。
5 番	ブドウか何かを作られている。
議長	ブドウを作っていますね。全部ではないでしょうけれど。 他にございませんか。よろしゅうございますか。(「はい」の声) それでは採決に移りたいと思います。議案第2号につきまして、原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	ありがとうございます。賛成、多数。議案第2号は原案の通り決定いたします。 それでは続きまして、議事順位第3 議案第3号 農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地判断(非農地通知)についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。
事務局	6ページ目の方に今回リスト化しておりますが、これは昨年7月から9月にかけて農地パトロールを行ったわけですが、12月にこの非農地判断をいたしまして、この5筆ほどそのリストから漏れておりましたので、今回あげさせていただきました。大変申し訳ございませんでした。3名の方で5筆、5,802㎡程非農地判断をしたいと思います。よろしくをお願いいたします。
議長	ありがとうございます。地元委員さんの方で何かご意見等ありましたらお願いいたします。西厚保原、大橋さん分かなければ馬屋原さんに。

17番	この場所は問題ないと思います。
議長	ありがとうございます。委員のみなさんより何かご意見がございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）それでは採決に移りたいと思います。議案第3号につきまして、原案に対し決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第3号は原案の通り決定をいたします。それでは議事順位第4 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届についてを議題といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	朗読。 申請地は、●●●●●から南に5.6kmの位置にある第2種農地です。携帯電話基地局管理道を設置する届出です。以上、報告します。
議長	ありがとうございます。それでは現地調査をされました、委員の報告をお願いいたします。
10番	10番、伊藤です。●●●●●の道をずっと行きまして、すみません。はっきり説明ができませんけれど、すぐ側の土地に現地調査に行った所草刈りをされていまして。今から杭を打ったり、木で階段を作ったりするという事でした。届出の書類がまだという事ですぐにでも出すというお話でした。場所的には問題ないと思います。
議長	ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。
1番(推進委員)	伊佐地区の阿川です。時間が早めに山本会長さんの方からお電話がありまして、すぐ現地にまいりました。業者の方が簡単に回りの草を刈っていらっしゃったので、確認したところ委員さんが言われたように問題はないと思いますので、議審議の程よろしく願いいたします。

議長	<p>ありがとうございます。委員のみなさんより何かご意見ございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）それでは特に発言ないようでございますので、以上で報告第2号を終わらせていただきます。</p> <p>それでは、議事順位第5 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。1から5までを事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>5件朗読。</p> <p>1件目、2件目。これから自己管理をされるため、双方の合意により解約されたものです。</p> <p>3件目。農地法第3条所有権移転のため、双方の合意により解約されたものです。</p> <p>4件目、5件目。新たに利用権を設定するため双方の合意により解約されたものです。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。全部次の行き先は決まっているんですね。</p>
事務局	<p>はい。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員さんより何か特別に発言等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。</p>
13番	<p>3番、年齢が違っているんじゃないですか。52歳って息子さんの年齢ではないですか。</p>
24番(推進委員)	<p>年齢ではなくて、名前の方が違うと思います。</p>
16番	<p>名前が違う。お父さんの年齢だったら72、3か。</p>
24番(推進委員)	<p>所有権移転の申請は●●さんで出していますので</p>
議長	<p>それは新たに受けられるのが●●さんで、今までの利用権設定はお父さん。72、3だと思います。その部分だけ訂正をお願いします。消してもらった方がいいです。</p>

事務局	<p>他にございませんか。特に発言も無いようでしたら、以上で報告第3号を終わらせていただきます。</p> <p>それでは、議事順位第6 報告第4号 農地転用現況証明についてを1から3までを事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いします。</p> <p>3件朗読。</p> <p>1件目。申請が3筆。平成の初期頃に耕作放棄後、現在は山林となっている状況でございます。</p> <p>2件目。申請が2筆。●●●●-●については、昭和44年に家屋建築のために道を取り付け、現在に至ります。●●●●-●につきましては、昭和56年頃に耕作放棄後、現在は雑草が繁茂している状況でございます。</p> <p>3件目。申請が1筆。昭和の終わり頃より、ゴミ集積場として利用され現在に至ります。</p> <p>以上、報告します。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは現地調査をされました、委員の報告をお願いいたします。</p>
10番	<p>10番、伊藤です。1の●●●●さんの、●●●●という所に入りまして山の上に車で上がって行きました。2, 3kmありまして、でこぼこ道で時間もかかり、写真のように到底畑にはできないという、これは気力も体力も無理だなという所でした。もう非農地でいいと思います。</p> <p>2番の、先程の●●●●さんですが、事務所側</p>
7番	<p>この●●●●さんですが、これも●●●●●の●●●●号線、●●●●に行った所に●●●●の●●●●●の手前100mの所に●●●●の事務所兼倉庫になっています。その道の反対側です。●●●●-●、資料14ページの上側ですけども、地籍調査をした時のミスで農地と道が逆になっていたもので、これは問題ないと思います。それと●●●●-●、これは道と溝の畦畔でここも問題はないと思います。審議の程よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。</p>
22番(推進委員)	<p>1番について、今伊藤委員さんが言われたように山のでっぺんですので別段問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。</p>

議長	2番。
7番(推進委員)	問題ないと思います。●●●●-●は元自宅があった所だそうです。●●●●-●は道路拡幅のために元は畑があった所がこれほど残ったという事でした。問題はないと思います。よろしくお願いします。
議長	すみません。3番の報告お願いいたします。
10番	3、●●●●さんという方ですが、地図15ページにあるように●●●●のすぐ下の道路側にありまして、写真の通りにコンクリートが敷いてあって、金網の箱が置いてあります。昭和の終わり頃からこのような形で置かれたという事で、この通りで審議と思うんですが、私が考えるのは昭和の終わり頃から●●さんに了解も得られたと思うんですけど、その時に契約を交わされたのか、土地を使うという。土地の使用料とかそういうのが発生するのではないかとか、今もあまり連絡が取れないという事からこの先こういうのがどういった事になるのかという事が心配になっているところです。以上です。
議長	ありがとうございます。●●さん自体は前回の別件の申請の時に●●から帰省をしておられまして、周りにあるものほとんど処分をするという事で帰省をされておられまして、このゴミ置き場については●●さん自体は分かってないかもしれませんが、親御さんがいらっしゃる時に地域にごみ置き場として提供されたようでございます。別段、賃貸料が発生しているとか、していないとかというような問題ではないような話で、「私としてはどのように処理したらいいでしょうか」とその時にお話を受けました。「長いので現況証明でも大丈夫ですから、それとも地籍が終わるまでお待ちになりますか」という話をしましたら、今回出されたというような事でございます。それでは、3番につきまして地元委員より補足説明がありましたらお願いいたします。
14番(推進委員)	於福上地区担当の野尻です。今、会長が説明されたのと同じですが、今●●の方に住んでおられます。去年の8月に丁度お盆に帰省された時に「ごみステーションが設置されており違反転用ではないでしょうか」と相談がありました。8月15日に現地の所に●●さん、会長、局長、私とで待っておりましたので、そこで「現況証明で出されたらどうでしょうか」と、今会長が言われた通りで、今回提出されたものであります。書類も特別問題がないと思います。以上です。
議長	ありがとうございます。委員のみなさんより何かご意見ございましたらお願いいたします。

6 番	参考の為に教えて欲しいのですが、こういう土地というのは無償提供されているんですけど、こういう土地の固定資産税は誰が払うんですか。
議長	●●さん。ただ税務課の方が公共に提供している所という事で認定をした場合には、留保と言いますか、固定資産税免除という措置もありますけども、ごみステーションの場合どうかちょっと私分かりません。
6 番	その間は●●さんの所有権のある土地で残ったままなんですね。この資料で●●●●-●という土地がありますね。これ●●●●さんの土地という事になっていますよね。●●●●-●。
議長	ここは農地です。
6 番	誰かやられていますか。
議長	ここは耕作管理がされています。誰が作っておられるかは分かりません。伊藤さん、ごみステーションのすぐ下の田んぼとか畑とかはきれいに耕作管理とか耕作されていましたよね。
10 番	はい。
議長	野尻さん。誰か分かりますか。
14 番(推進委員)	●●●●さんじゃないかと思いますけれど。
議長	どっちにせよ耕作管理はされています。 よろしゅうございますか。他に何かご意見ございますか。意見も出尽くしたようでございますので、以上で報告第4号を終わらせていただきます。 それでは続きまして、議事順位第7 報告第5号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書についてを事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いします。

事務局	<p>朗読。</p> <p>今回2件。農事組合法人 ●●●●、有限会社 ●●●●から報告書の提出がありました。提出されました報告書の事業の状況、構成員の状況、執行役員の状況等を審査いたしましたところ適正でありました事をご報告申し上げます。以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。委員のみなさんより何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）特に発言もないようでございますので、以上で報告第5号を終わらせていただきます。</p> <p>それでは、その他の方に入りたいと思います。今月は当たり時期でございまして農業相談日の4件の農業相談があったようでございます。報告をお願いいたします。</p>
18番	<p>18番、桑原です。2月10日、伊藤委員、安部委員、私の3名で農業相談を受けました。5件という予定でしたが、4件で終わりましたのでほっとしました。</p> <p>1件目は●●の方で、祖母が亡くなって相続したが全く自分の土地がよく分からない。どうしたらいいでしょうか。という事で司法書士さんに相談されて手続きをして、その時に非農地とかありましたら現況証明等で非農地の処理を司法書士さんに相談してくださいねという事で相談は終わりました。</p> <p>2件目。これは●●の方ですが、水田を2団体に貸していると、1団体の人は利用権の設定はあったけど、もう1つの方は利用権の設定の書類は渡したけど自分の方には返ってきてないからどうしたらいいでしょうかという事で、相手方に利用権の設定の用紙を渡すように忠告しました。もう1件の方も見てみましたがもう期限が過ぎていましたので、それも利用権の設定の用紙を渡して契約を再度されるように指導しておきましたので、その内出ると思います。</p> <p>3件目。この方がちょっとややこしくて、例年と言いますか毎度の事みたいです。●●の方で水田の耕作はしていないけれど、1枚の水田を2人で共有している。共有しているけれど、草刈りとか管理する作業をその相手方と1年交代でやっているけれど、片方の人はほとんどやっていると、私は年に3回も4回も草を刈って大変な目にあっているのに相手は知らない顔をしていると、長い事そういう状態でどうしたらいいだろう。年を取って水田の管理が困難だから、その辺をどうしたらいいだろうかと相談に来られました。体力的にもう無理なら、相手方にはっきりダメです。出来ません。という事を伝えられたらどうですか。と言うと、まだ納得されないようで、長い間話が行ったり来たりしていましたが、どうしても自分で伝えられなかったら委員会の方でどうにかしてもらえないかという話でしたけど、そういう事は委員会では出来ませんので、弁護士さんか、司法書士さんかあるいは市の心配事相談がありますがその方に相談されてみてはどうですか。という事でやっとの思いで帰っていただきました。来年またあるかもしれません。僕が覚えている限りでは、もう僕に対しては2回目ですから。またあるかもしれません。</p>

	<p>4件目。この方は●●の方でしたが、梨畑を切って10年になる、そこへ杉を植えたけどどうでしょうかと現況を見たらまだ梨畑が残っていましたが、経営移譲をしていらっしゃるけど、所有権は自分の物になっていますので農地転用したら農業者年金はなくなるという恐れがあるという事で現況のまま、今のままで管理をしてくださいという事で帰っていただきました。以上の4件がありました。ご報告申し上げます。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。委員のみなさんより何かございましたらお願いいたします。無いようでしたら、事務局より次回の日程等についてお願いします。</p>
事務局	<p>続きます。今後の日程についてお知らせをいたします。次回の総会は3月16日月曜日、午後2時からでございます。農業相談日につきましては、3月10日火曜日、美祢地区は石田委員さん、美東地区は宮崎委員さん、秋芳地区は井町委員さんをお願いしたいと思います。現地調査につきましては3月6日金曜日、石田委員さん、萬代委員さんをお願いしたいと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは総会を締めようと思います。</p>
事務局	<p>号令</p> <p>午後3時00分閉会。</p> <p style="text-align: center;">議事録は正確なることを認め署名、押印する。</p> <p style="text-align: right;">令和2年2月14日</p> <p style="text-align: right;">議長 _____</p> <p style="text-align: right;">署名委員 _____</p> <p style="text-align: right;">署名委員 _____</p>

--	--

--	--

